

ついて、例えばIT化の問題もそうですし、柿泊の総合運動公園ができたときどうなるのか、それができたときの松山がどうなるのか。そういう意味の体系的な柱立て指針をもう一回、部長会、政策会議で、ぜひご議論をいただきたいという要望をしておきたいと思います。

終わります。

副議長(江口 健君) 次は、44番中村すみ代議員。

[中村すみ代君登壇]

44番(中村すみ代君) 質問通告に基づきまして、3点質問したいと思います。市長並びに教育長、関連理事者においては、誠実なご答弁を期待したいと思います。

まず、1点目でございますが、「新しい歴史教科書をつくる会」教科書の検定結果について。

2002年度から中学校で使用される教科書問題で4月3日文部科学省は、「新しい歴史教科書をつくる会」(以下「つくる会」とする)の歴史と公民の教科書を国内外の批判や抗議を受けとめようとせず検定合格としました。歴史教科書では137カ所、公民教科書では99カ所の修正が加えられ検定に合格したものの、内容において、なおかつ重大な問題があるとの理由で、近隣諸国韓国や中国から修正要求が、国内からも隅谷三喜男氏を初めとする7名の歴史学者による声明が出されるなど、国の内外から再修正を求める声が高まっております。声明では、日本の過去の歴史を美化することによって、日本人に自負心を与えようとする立場を批判し、侵略・植民地支配がもたらした損害と苦痛に対して反省し謝罪するという立場に立って、たとえ検定合格後であっても出版社に政府の責任で51項目の誤り、不適切な表現について、再修正を要求すべきであると主張しています。

私も、いろいろ資料を集め、教科書も購入し読んで見ましたが、総じて、つくる会教科書の歴史では、全体的に神話と歴史的事実の混同、侵略と植民地支配の正当化と美化、アジアべっ視と民族優越意識の強調など歴史的事実を歪めて、歴史認識の共有を否定し、相互信頼に基づいた友好交流の発展に重大な障害をもたらすおそれのある内容となっています。また、公民教科書は、憲法第9条改正論を誘導する記述、人権は公の名のもと制限されると理解される記述、核兵器廃絶の訴えを

否定するかのような核抑止論肯定ともとれる主張もあり、平和主義と基本的人権の尊重という我が国国民に定着している憲法理念を否定した内容になっていると思います。

もし、この教科書が本市教育委員会で採択されるようなことになれば、中国や朝鮮半島を初めとするアジア諸国との長期にわたる友好交流の歴史があり、福州市とは友好都市締結をし、地理的にも近く、アジアの国々とのさらなる国際交流を目指している本市にとって大きな痛手であり、また、あらゆる機会を通じて全世界に向けて被爆都市として、恒久平和と核兵器廃絶を訴え続けている本市の平和行政は、もはや説得力を失うでしょう。21世紀を担う我が国の中学生が、また、本市の中学生がアジアの共生と平和を願う心を育てることができ、また、日本人として誇りを持てる、そういう教科書によって学ぶことでアジアを初め世界の国々との間に揺るぎない信頼と友情を構築することができる長崎にふさわしい教科書を教育委員会が採択することを期待し、まず、市長に質問いたします。

1. 中国、韓国から出されている修正意見についての政府への受け入れ要請。

2. 本市が進める平和行政やアジアとの国際交流への影響・懸念。

質問の2、在外被爆者への被爆者援護法適用問題について。

長崎・広島で被爆し、生き残った被爆者のうち、現在、海外で生活している、いわゆる在外被爆者は約5,000人とされています。強制連行などによる韓国、中国、朝鮮人を初め中国人、捕虜として収容されていたイギリス、オランダ、アメリカ人など戦後、母国に帰国した被爆者、一方、戦後、移民などでアメリカやブラジルに渡り、外国に住むようになった日本人被爆者の方々です。これらの方々には、現在、韓国原爆被害者協会(会員約2,300名、手帳所持者約600名)、米国原爆被爆者協会(会員約1,000名、手帳所持者約800名)、在ブラジル原爆被爆者協会(会員約160名、手帳所持者約100名)を結成して、日本政府に海外在住の被爆者にも被爆者援護法の適用を求める活動をしています。また、朝鮮民主主義人民共和国の被爆者協会の調査でも1,020名、551名に被爆証明書が発行されていることが判明しています。同じ被

爆者でありながら、なぜ海外に居住しているというだけで、法の適用外になるのでしょうか。被爆者援護法では、いかなる条文にも国籍条項や居住地制限の記載がないにもかかわらずです。

我が国政府が唯一根拠にしているのが1974年(昭和49年)の厚生省公衆衛生局長通達なのです。この通達によって、被爆者援護法の適用範囲を「国内に居住する被爆者」に限定し、在外被爆者は日本滞在中だけしか法の適用を受けることができないという極めて差別的で不平等な状態を正当化し続けてきました。ところが1998年(平成10年)、広島で被爆された韓国人被爆者 郭 貴勲さんは、大阪府から被爆者手帳の交付、健康管理手当の支給決定を受けましたが、母国に帰国したことを理由に打ち切ったことは違法として、国と大阪府知事を相手に受給資格の確認などを求めて裁判を提訴しました。そして翌年1999年(平成11年)5月、長崎市においても、韓国在住の長崎で被爆された李 康寧さんが、健康管理手当を出国により停止したのは違法であるとの趣旨で、国及び長崎市長に対して処分の取り消しを求める訴えを長崎地裁に起こしたのです。

そして6月1日、ついに大阪地裁は、海外で生活する被爆者にも被爆者援護法の対象とするという原告勝訴の画期的な判断を示し、健康管理手当の支給を命じたのです。判決の内容は以下のとおりです。

被爆者が日本に居住も、現在(滞在)もしなくなったことを理由として、行政庁が失権の取り扱いをするという規定は被爆者援護法にはないという判断を下したのです。この判決は、ハンセン病裁判の熊本地裁判決にまさるとも劣らない重要な司法判断であり、高齢の被爆者を人道的立場からも国・大阪府知事が控訴を断念するよう強く求めるものです。

そこで、市長に質問いたします。

1. 大阪地裁判決に対する見解。
2. 広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会(八者協)、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会(原援協)を通じた国への要請について。

私は、今回と同趣旨の質問を一昨年(9月)議会において質問していますが、大阪地裁判決など、この問題を取り巻く状況が大きく変化しているので、前回の答弁を踏まえ、海外在住の被爆者の

方々の訴えに前向きに答えるご答弁を期待いたします。

最後に、3番目、小泉新内閣が進める財政構造改革が本市や市民に与える影響について。

改革断行を掲げた小泉新内閣が成立して、やがて2カ月になろうとしています。内閣支持率も各種世論調査によれば、過去最高水準の80%を維持し、今のところ、国民は小泉新内閣への期待をあらわしているといえます。このことは、長期の不況にあえぎ、出口の見えない閉塞感や将来への不安などが国民全体に重くのしかかっている現状から、何とかして脱出したいという国民のおかれていた切実な現状の反映ともいえます。

しかし、小泉新内閣が大上段に構えて、歯切れよく掲げている改革の中身が5月7日、衆議院本会議所信表明演説や経済・財政運営の基本方針などにより、少しずつ明らかになるにつけ、国民が期待している改革、すなわち例えば景気の回復、生活の安定、福祉の充実、平和な日本の構築等々を実現してくれる内閣ではどうもないのでは、ということが国民にも見えてきたように思います。緊急の課題とされる緊急経済対策で、不良債権の最終処理を進めれば、大銀行は身軽になっても、建設業、流通業などの中小企業を中心に、大企業の一部ですら倒産に追い込まれ、試算では140万人もの労働者が職を失うと予測されています。

また、新規国債の発行額を30兆円以内に抑制することですが、このことで国の借金は減るかもしれませんが、逆に、公共事業、社会保障、地方交付税の削減などにより、地方切り捨て、地域住民へのさらなる生活困難を強いることになるのではないのでしょうか。

そこで、市長は、小泉新内閣が進める財政構造改革が本市や市民に与える影響について、どのように認識しておられるか、評価も含め見解を求めます。

以上、壇上より3点の質問をいたしました。市長並びに教育長、関連理事者の誠意あるご答弁を求めたいと思います。答弁によっては、自席から再質問をさせていただきます。

以上です。=(降壇)=

副議長(江口 健君) 市長。

[伊藤一長君登壇]

市長(伊藤一長君) 中村すみ代議員のご質問に

お答えをいたします。

まず、第1点目の「新しい歴史教科書をつくる会」教科書の検定結果につきまして、中国、韓国から出されております修正意見についての政府への受け入れ要請についてお答えいたしたいと思っております。

教科書の検定につきましては、文部科学省が教科書の記述が客観的で公正なものとなり、かつ適切な教育的配慮がなされたものになるよう教科用図書検定基準に基づきまして、教科用図書検定調査審議会の協議を経て実施しているものでございます。

したがって、市長といたしましては、検定の結果につきまして、まことに申しわけございませんが、見解を述べるという立場にありませんので、この点は、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

また、教科書採択の権限につきましても、これも中村すみ代議員ご存じのように、教育委員会の方の専任事項でございますので、意見を述べることは差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

次に、本市の平和行政やアジアとの国際交流への影響・懸念があるのではないかとということでございますが、この点につきましても、教科書の採択に関することでありまして、先ほど申し上げましたことと同様に、発言は差し控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきますように、お願い申し上げます。

次に、在外被爆者への被爆者援護法適用問題でございますが、大阪地裁の判決に対する市長の見解でございますけれども、平成13年6月1日に判決がありました大阪地方裁判所での在韓被爆者手帳訴訟事件につきまして、「日本に居住しなくなった場合の失権処分取り消しは不合法である」との判断が示されました。

長崎市におきましても、現在、長崎地方裁判所において同様の在外(韓)被爆者の健康管理手当支給停止処分取消請求事件が係争中でありまして、大阪地裁判決に対します国の対応を見守りたいというふうに考えているところでございます。

次に、国への要請についてでございますが、在外被爆者の援護につきましては、これまでに在韓、北米、南米の被爆者団体から「被爆者援護法を在

外被爆者にも適用してほしい」と日本政府に対しまして、強く要望が出されております。平成13年3月には、政府による北朝鮮在住の被爆者の実態調査が行われ、平成13年4月には、国会議員による超党派の議員懇談会が結成されるなどの新しい動きがっております。

被爆都市長崎の市長といたしまして、外国に暮らしておられる被爆者の方々の援護が必要でありますことは十分に認識しております。8月9日の平和祈念式典での平和宣言の中でも、皆様方ご案内のように、国内外の被爆者援護の一層の充実を再三、国に対して訴えてきているところであります。また、昨年11月に北米、南米の被爆者団体の会長の方々ともお会いをした際にも、同様の気持ちをお伝えしたところでございます。しかし、この問題は、国として果たすべき役割の問題も含め、国と国との関係など実際には地方自治体レベルでは難しい面があることも、ある意味では事実ではなからうかと思っております。

そのような状況を踏まえまして、長崎・広島4県市と議会で構成しております広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会、いわゆる八者協で、現在、その対応につきまして、鋭意、協議を行っているところであります。しかしながら、八者協の陳情項目につきましては、長崎・広島の八者の全員合意が必要でありますので、長崎市の意向だけで決定できるものではございません。このことは、中村すみ代議員もよくご存じだろうと思っております。

今後、八者協の協議の中で、この問題に対しまして、さらに論議を進めていくことが大切であろうかというふうに考えているところでございます。

次に、小泉新内閣が進める財政構造改革が長崎市や市民に与える影響につきましてお答えをいたしたいと思っております。

ご承知のように、国においては、小泉新総理の主導のもとに、「聖域なき構造改革」を旗印に新たな財政改革が進められておりますが、その一環といたしまして、道路特定財源の一般財源化及び地方交付税の削減も検討のテーマとなっております。

今日の我が国の厳しい財政状況を考えると、国が進めようとしております財政改革は、国の将来にとって、大変重要な問題であると私自身も認識

はしておりますし、地方も協力すべきところは協力していく姿勢が大事だというふうに考えております。

しかし、長崎市においても、本年度より行政改革大綱及び財政構造改革プランに基づきまして、全庁的な取り組みのもとに、行財政の改革を進めているところであります。しかしながら、道路特定財源の一般財源化及び地方交付税の削減などの地方行政に直結する問題については、道路、下水道など都市基盤の整備が十分でなく、また、地形的な制約などから税収基盤が弱いなどの地方の現状を十分に踏まえた上で議論すべき問題であるというふうに考えております。

すなわち道路は、生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であります。多くの地方におきましては、まだ十分に整備が進んでおらず、地域経済の活性化や日常生活の利便性向上のために、住民からも道路整備には強い期待が寄せられていることも事実であります。

特に、長崎市におきましては、市街地の7割が斜面地という特異な地形にありまして、都心部に路線が集中する一点集中型の幹線道路網となっておりまして、環状道路や副線に乏しいことから、交通渋滞が慢性化をしております。このことは、皆様方ご案内のとおりでございます。それが都市の発展に大きな支障となっております。また、幹線道路網を補完し、市民生活と密接に関連する生活道路の整備もおこなわれていることから、消防・救急活動に支障を生じるなどの問題も抱えており、本市における産業、経済活動の活性化や安全で快適な住環境の整備を図る上で、高規格幹線道路から市道に至る道路網の早急な整備が待ち望んでおられるところであります。

このような状況の中で、道路整備に必要な財源を確保している道路特定財源は、地方にとっては必要不可欠な制度でありますので、その一般財源化に反対するとともに、今後とも、現行の制度を維持し、着実に道路整備を推進するよう関係団体や議会のお力もおかりしながら、国・関係機関に強く要望を働きかけをしてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、地方交付税の問題であります。地方交付税制度は、地方団体が国の法令等に基づいて義務づけられた事務事業など一定水準の行政を維持

するために、いわゆるナショナルミニマム達成のための財源の保障機能、地域間の税源の偏在化を是正するための財政調整機能などを有しております。財政基盤の弱い地方自治体にとりましては、行政の推進のために欠かすことのできない重要な財源となっております。

しかしながら、近年は、地方分権の進行や少子・高齢社会の進展などにより地方の財政需要が増大する一方でありまして、地方交付税の財源となっている所得税あるいは法人税、酒税などの国税の収入が伸び悩み、必要な財源をこれら国税のみで確保できなくなってきておりまして、交付税特別会計の借り入れによりまして、辛うじて総額を確保している状況にあります。このことが地方交付税の削減が求められる大きな要因となっております。見直しの必要性も一定理解できるところでありますが、この見直しに当たりましては、単に総額を削減するという考え方ではなく、税収基盤が弱い地方団体の実情を踏まえまして、国と地方、大都市と地方など格差がある税源の見直しとセットで検討すべきものであるというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても、ご質問の市や市民生活への影響等につきましては、現時点において、制度の見直しの全容が明らかになっておりませんので、申しわけございませんが、具体的に申し上げるわけにはできませんが、その内容次第では、長崎市の財政運営計画にも影響を及ぼすことも十分に考えられますので、道路財源の問題と同様に、関係団体や議会のお力、あるいはお知恵もおかりしながら、国・関係機関に対しまして、必要な総額の確保に向けまして、今後とも強く要望してまいりたいというふうに考えておるところでございますので、よろしく願い申し上げます。

以上、本壇よりの答弁といたしたいと思っております。  
＝（降壇）＝

助役（内田進博君） 在外被爆者への援護法の適用問題につきまして、原援協を通じた国会等への要請についてのご質問がございました。

ご案内のとおり、原援協の会長を私は仰せつかっておりますので、私の方からお答えをさせていただきます。と存じますが、ご案内のとおり、原援協は、私ども行政と議員各派の代表の皆さんと

で構成された組織でございます。そのようなわけで、この件につきましても、原援協の内部で協議すべき内容だというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。44番(中村すみ代君) それぞれご答弁いただいたわけですが、質問の順序に沿って、ご答弁に対して納得できないものですから、再質問したいと思います。

まず、教科書問題について再質問したいと思います。

市長の先ほどのご答弁は、私も恐らく、そういうご答弁になるだろうということを考えておりました。そのご答弁は、私が考えていたのと同じようなご答弁なのですが、市長は、先ほどのご答弁で国に要請する考えはないというようなこと、また、本市の平和行政や国際交流への影響・懸念についても、これは教育行政の介入になるということだろうと思います、ご答弁できないと。いずれも、ご答弁を拒否されたわけです。

私は、先ほどの市長のご答弁を聞いていて、ご答弁したくないから、それを理由にしているのではないかというふうにしか受けとめられませんでした。確かに、教育行政への介入になるから答弁できないということは一般的には理解できます。私も、政治的、権力的に教育行政の介入はあってはならないと思っています。しかし、今回の場合は違います。本市の平和行政や国際交流の根幹にかかわると、重大な問題なんです。こういう時期に、市長として、先ほど質問したような内容について、どうしてご答弁ができないんですか。これからの本市の平和行政や国際交流の進め方に大きな影響が出てくる可能性があるんです。ですから、質問しているわけです。

そこで、本市の平和行政について、若干振り返ってみたいと思います。

まず、平成元年3月27日、これは長崎市の平和に関する憲法というふうにもいえる長崎市民平和憲章が議会の決議を受けて制定されました。この平和憲章は5項目にわたって述べられているわけですが、その最後、「私たちは、原爆被爆都市の使命として、核兵器の脅威を世界に訴え、世界の人々と力を合わせて核兵器の廃絶に努めます」と、このように宣言しています。また、昨年8月9日、長崎平和宣言では、市長は、「核兵

器、それは人類の滅亡をもたらすものです。世界の皆さん、今なお世界には約3万といわれる核兵器が残されています。私たちの力で核時代を過去のものにしようではありませんか」。そして、オランダ・ハーグでの1996年の勸告的意見に触れて、核兵器の威嚇と使用は人道と国際法に反するという指摘も紹介し、長崎平和宣言で、核兵器廃絶に向けての宣言をされています。

また、昨年の5月3日、NPT再検討会議における長崎市長の演説、これは長崎市長という立場ではなくて、世界平和連帯都市市長会議、102カ国・地域492都市が加盟の代表として演説を行っています。そして、この演説の中で、NGOと連帯して、核兵器廃絶の国際世論をさらに広げなければなりませんという趣旨の演説もされています。

また、昨年の11月には、NGO地球市民会議が開催され、この核兵器廃絶への決意も述べておられます。

このように、就任以来、「核兵器廃絶元年」と位置づけ、今日まで被爆都市の市長として、使命感を持って平和行政に邁進してこられたと思っています。その間には、爆心地公園の中心碑撤去に関する重大な過ちを犯したこともありましたが、とにかく今、改めてご紹介したように、あらゆる機会を通じて、国内外に核兵器廃絶と恒久平和の訴えをし続けてこられました。また、先ほどの田中議員の質問に答えても、その決意は私どもにも伝わってきております。こういったいろいろな機会を通じて、核兵器廃絶、恒久平和の訴えをし続けられたことが、昨年の地球市民会議に結実し、ハーグでの勸告的意見に実ったというふうに理解しています。このことは、とりもなおさず、市長を初め本市の平和行政にかかわる被爆者や市民、職員など多くの方々の地道なたゆまざる努力の結果だと私は思っています。

ところが今、私が質問で問題にしているつくる会の公民教科書では、「核兵器廃絶という理想を考える」というタイトルで、1ページを使って核抑止力を肯定し、本市の平和行政の根幹とも言える核兵器廃絶への取り組みに疑念を抱かせるような記述をしています。議長から許可をいただいて、「新しい歴史教科書をつくる会」が発行している、(実物表示)これは公民教科書です。これは既に

市販されておりまして、私これを購入して勉強したわけですが、この教科書に「核兵器廃絶という理想を考える」というコラムがあります。この中に、「もし核兵器廃絶が表面的に合意されたとしたら、そのときが世界にとって最も危険な瞬間だとも言えるのではないだろうか」というものである。なぜなら核兵器の製造は容易であり、その製造を完全に監視することは不可能と思われるからだ。つまり核兵器廃絶の禁を破るものが世界を支配するかもしれないのである」というような記述とか、それから「核兵器保有国の増加」という見出しで核兵器廃絶は人類共通の願いではあるが、このような国際情勢の中で、各国の防衛のあり方が議論を読んでいるというような内容で、その核抑止論を肯定するかのよう、そういった考え方を導き出すような、そういう記述になっています。しかも、現在使われている教科書と比較してみますと、原子爆弾や被爆の実相、被爆者の思いなどをほとんど取り上げず、被爆体験の継承に不安を残します。

次に、国際交流の面ですが、これもつくる会がつくった教科書を若干読み上げてみたいと思います。

「朝鮮半島と日本の安全保障」という項に、朝鮮半島の形状について説明するところがあります。東アジアの地図を見てみようというところです。

「日本は、ユーラシア大陸から少し離れて、海に浮かぶ島国である。この日本に向けて大陸から一本の腕のように朝鮮半島が突き出ている。当時、朝鮮半島が日本に敵対的な大国の支配下に入れば、日本を攻撃する格好の基地となり、後背地を持たない島国の日本は自国の防衛が困難となると考えられている」と。ここで、「腕のように」というふうに朝鮮半島の形状を記述しています。

これは、先ほど壇上で質問したときに触れた声明の中では、歴史学者はこのようにここを批判し、指摘しています。前近代史にあって、日本が大陸の文化を吸収したとき、朝鮮半島は、その媒介者であり供給者であった。朝鮮半島を乳房と見立てて見る見方もある。引越すことができない隣国の地理的形状を、日本を脅かす暴力的な腕と決めつける見方、これを不適切というふうに指摘しています。

また266ページには、日本の運命を変えた満州

事変というところがあります。ここに、あたかも日本の運命を変えたのは、中国人による排日運動も激しくなり、列車妨害などが頻発したというような記述をすることによって、あたかも日本の運命を変えたのは中国によるということを読み取らせるような、そういう意図的な記述になっている。あるいは大東亜戦争についても、これは侵略戦争ではなくてアジアを解放する、そういう戦争だったのだというような形で記述しています。

このような記述は、村山談話、あるいは1982年8月16日、高校の歴史教科書問題で隣国から指摘されたときに、当時の宮澤官房長官が談話として、文部省の教科用図書検定基準に近隣のアジア諸国との間の歴史的事象の扱いに、国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていることという近隣諸国条項が追加されたと、これらと照らしても歴史的事実を記述しているのか疑問を持たざるを得ません。

長崎平和宣言、「我が国政府は、過去の戦争についての反省を明らかにし、被害を与えた国の人々との間に存する未解決の問題に、誠実に対応することが必要です」ということで、その用語を説明している文章に、日本は、かつて台湾や朝鮮、中国、フィリピン、マレーシアなど植民地や占領地として軍力で支配云々というふうに説明をしています。

また、第三次長崎市総合計画においても、本市の平和行政あるいは国際交流の分野でも、今まで市長が取り組んでこられた、そういった平和行政や国際交流の基本的な姿勢から第三次総合計画も策定されています。

こういうアジアベツ視、アジアの植民地化などの歴史的事実を歪曲するような記述のあるこのつくる会教科書に対する、特に、韓国の抗議は非常に厳しいものがあるわけですが、今、そういった中で、全国の自治体の中で、少しずつ国際交流における影響が出てきております。

例えば青森県五戸町議会では、韓国への訪韓が取りやめられた。あるいは新潟県新発田市、武蔵野市などでも、そういった自治体間の交流に影響が出ている。あるいは修学旅行などでも影響が出ているというふうに聞いています。国際交流の基本は、相手国や市町村自治体、人々などとの相互信頼関係ではないかと思えます。歴史的事実を否

定して、どうして信頼関係を構築できるのか。だから伊藤市長は、平和宣言でも加害責任にも言及されておられるのではないかというふうに思います。

以上、長くなりましたけれども、申し上げたように、国際観光平和都市としての方向性とは相入れないと思いますが、再度、市長の見解を求めます。

次に、教育長にお尋ねします。

本市は、男女共同参画都市宣言を行い、男女共同参画社会づくりに向けて、教育の現場でも男女平等教育を進めておられると思います。つくる会教科書には、男女共同参画社会の構築に疑問を呈し、女性差別、女性べっ視と受け取られかねないような記述が随所にあります。例えば「神話」の記述の中で、私は、本当に口に出すのも恥ずかしいような記述があるわけですけれども、問題をはっきりさせるために、あえて私、紹介したいと思います。

それは、天照大神とスサノオの命(みこと)は、これは兄弟だそうですけれども、スサノオの命が非常に傍若無人といいますが、そういう命なのだそうですけれども、ちょっと読んでみます。「スサノオの命は天照大神を訪ねていくが、何しろ気性の荒いスサノオは神殿に糞をするわ、天照大神の神聖な機屋に、馬の皮をはいで落とし入れるわで、ついに天照大神はおそれて天の岩屋にこもってしまう。すると、天も地も真っ暗になり、あるいは災いがおこった。そこで神々は策を考え、祭りを始め、常世の長鳴き鳥を鳴かせる」。以下です、ね、口にするのも恥ずかしいわけですけれども、あえて紹介したいと思います。「アメノウズメの命が、乳房をかき出して踊り、腰の衣のひもを陰部までおし下げたものだから、八百万の神はどっと大笑い。天照大神が不思議に思って、岩屋戸を少し開けたところをアメノタヂカラオの神に引き出され、岩屋には注連縄を張られてしまったので、ついに世界に光がよみがえった」。

これは一体、中学生に何を理解させようとしているのですか。教育長、説明できますか。

以上、教科書問題についての再質問です。

それについて、まず、ご答弁ください。

原爆被爆対策部長(太田雅英君) 中村すみ代議員のご質問で平和行政に対する影響・懸念につき

ましての再質問についてお答えいたします。

先ほど市長がご答弁申し上げたとおり、教科書の採択に関することでございますので、発言は差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

市長(伊藤一長君) 中村すみ代議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

歴史教科書問題で、それぞれ発言は自由でございますので、こういう質問をしたけれども、大体、市長は、そういう形で答えるのではなからうかというふうな思惑に沿った形のご答弁をして大変失礼、おしかりを受けたようでございますが、教科書の問題につきましては、先ほど本壇でもお答えいたしましたように、教科書の検定の作業につきましては、国の方の所定の手続きを経てやっておりますし、あと採択につきましては、これは教育委員会の所管事項でございますので、この点は、ご理解をしながら、そういうふうな私の答弁という形で、ご不満のようでございますけれども、ご理解いただきますように、よろしく願いさせていただきます。

ただ、長崎の立場というのは、平和宣言でも述べていますけれども、さきの大戦に対します侵略とか加害に対します問題等を含めて、長崎の立場というのは、手続きを踏まえた形で、これまでも発信しているというふうに思いますので、これは、そういう近隣の諸国も含めて、誤解はあってない、また、そうならないように頑張らなくてはいけないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

副議長(江口 健君) 暫時休憩いたします。

= 休憩 午前11時45分 =

~~~~~  
= 再開 午前11時58分 =

副議長(江口 健君) 休憩前に引き続き会議を開きます。教育長。

教育長(梁瀬忠男君) 先ほどの再質問にお答えしたいと思いますが、ご承知のとおり、我が国の教科書の採択につきましては、学校教育法その他関係法規によりまして、これは文部科学省でございますが、教科書の検定を経たものを各都道府県、市町村の採用権限によって採択をし学校で使用する。このようなことになっておりますが、教科書の検定につきましては、民間の発行会社等の著作

発行に基づき教科書が発行されます。この教科書を発行するに際しましては、当然に、文部科学省が教育の基本方針を踏まえまして、新しい学習指導要領というのを作成いたします。ここにのっとりまして、教科書会社はその趣旨に沿って、教科書を選択し、先ほど申しましたように、文部科学省が、それこそ相当な時間をかけまして精査をし、そして、検定合格ということになります。それを市町村教委が採択していくと、こういった手続きのことを、まず前段で当然ご理解のことと思いますが、申し上げたいと思います。

その中で今、中村議員の質問がありましたが、教科書の中身につきまして、私ども採択権はありますが、中身につきましては、先ほどのように文部科学省ですべて整理をしていく。いろいろな指摘、それからいろいろなことがあっているのは、私どもも十分承知はいたしております。しかし、やはり現下の状況の中では、既に検定した教科書につきまして、先日のご答弁の中でもさせていただきましたが、それこそ、私どもも適正・公正な採択になるようにということで、制度につきましても見直しをいたしまして、今、粛々といいましようか、作業を続けております。

そういった中での教科書内容についての個々のご指摘でございますが、これは現下の先ほどの状況から踏まえまして、私どもも特定の教科書、あるいは特定でなくても、すべての教科書について、現時点でその中身をいろいろ議論するということになりますと、採択業務にいろいろな支障も生じる、そういった状況を踏まえますときに、私ども教育委員会としても、この見解については発言を差し控えていただきたいと、このように考えるところでございます。

以上でございます。

44番(中村すみ代君) 教科書問題に関する市長答弁、それから教育長答弁、いずれも、この教科書をつくる会の教科書が国内外から指摘されている重要な問題に、本市の立場で十分応えようとしている姿勢には私は思えないわけですね。

それで、今回の質問は、あと在外被爆者の問題や小泉新内閣に対する評価の問題なども質問しておりますので、この問題については8月15日に至る期間、長崎市が今後進めようとする平和行政、教育行政の方向性を見極めながら、良識ある公

正・公明な教科書の採択をされるよう強く訴えておきたいと思っております。

引き続き、在外被爆者の質問に対するご答弁に対しての再質問です。

まず、市長にお尋ねします。地裁判決に対してコメントできないというご答弁なわけですが、恐らく長崎地裁でも係争中ということで、当事者だからコメントできないということだと思っておりますが、そのような後ろ向きの姿勢では、こういった海外に在住している被爆者の援護法適用に関する施策、国の誤った施策を変えることはできないと思っております。

市長が被爆都市の市長だからこそ、今この時期に、国に控訴断念を積極的に働きかけていくことが被爆都市の市長だからできるのではないですか。この控訴期限が6月15日というふうに伺っています。先ほど壇上で私、平和宣言にも触れ、また、自席からも平和宣言に触れましたけれども、その国の施策を、それが誤っているという認識に立つなら、平和宣言でも述べているように、それを正すのが広島市の市長であり、長崎市の市長ではないですか。この大阪地裁の判決を受けて、広島市長が記者会見でコメントしているんです。これは広島市の秋葉市長のコメントですけれども、「今回の大阪地裁の判決は、日本に居住するかどうかは、被爆者の要件ではなく、被爆者援護法の精神にのっとり、被爆者の救済を図るべきという考えのもとに判断されたものであると考えております。そして、本判決は在外被爆者に対して、事実上、援護の門戸を大きく開くことになり、この問題の解決に向け、進展させることになると評価することができると考えておりますと、そして最後に、本市としては、原告並びに多くの被爆者が高齢でありますので、できるだけ早期に解決が図られるよう、特に、この裁判については、国が控訴を行わず、本判決の趣旨を踏まえた対応することを望むとともに、この判決を契機に、高齢化が進んでいるほかの多くの在外被爆者に対する支援が促進されるよう期待しております」という広島市の秋葉市長のコメントが出されているんです。

ですから、伊藤市長、ぜひ広島市の秋葉市長と連携を取って、この6月15日までに国が控訴しないように、強力に働きかけていくことが求められておると思いますが、市長の再度のご答弁を伺いた

いと思います。

原爆被爆対策部長(太田雅英君) 大阪地裁の判決についての再質問についてお答えいたします。

大阪地裁の判決が、先ほど市長が答弁申し上げましたように、6月1日に判決が言い渡されております。この件につきましては、現在、同種の事件が長崎市及び長崎市長を被告として係争中でございますので、これに対するコメントは差し控えさせていただきますと思っております。

以上でございます。

44番(中村すみ代君) 今、原対部の太田部長からご答弁いただきましたけれども、やはり私、伊藤市長に、ぜひ再度ご答弁いただきたいと思えます。

いかに、長崎地裁において係争中であるとは言っても、やはり長崎市長伊藤市長が国に言わずしてだれが言うんですか。被告の立場に立っているということですが、逆に言えば、国が控訴断念すればですね、伊藤市長もその立場には、絶対立ちたくないと思っておりますよ。本当は、国の施策はおかしいと思っております。だから、被告の立場であるから国に言えないということではなくて、あるからこそ、国に断念を迫っていくのが伊藤市長の今の取るべき態度ではないですか。

再度ご答弁お願いしたいと思います。

原爆被爆対策部長(太田雅英君) 判決に対するコメントにつきましては、先ほど答弁申し上げたとおりでございます。

ただ、在外被爆者に対する援護対策につきましては、先ほど市長が答弁申し上げましたように、広島・長崎4県市で構成しております八者協におきまして、今現在、鋭意努力中でございますので、ご了解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

44番(中村すみ代君) 原援協の会長である内田助役にお尋ねします。

先ほどご答弁いただきましたけれども、このような大阪地裁判決を踏まえ、原援協の会長として、この問題の解決に向けて、国に新たな姿勢で取り組む決意をお尋ねしたいと思います。

助役(内田進博君) 原援協の会長でございますが、先ほども申し上げましたように、原援協の組織は、議員ご案内のとおり、行政と議会の各派の

代表の方とで構成をされております。私一人での問題についてお答えする立場もございませんので、この内容については、原援協の内部で協議する事項だと、先ほども申し上げましたが、そういう考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

44番(中村すみ代君) 今のこういう重要な時期に当たって、伊藤市長が国と争ってでも、たとえ国と対立するということがあっても、被爆都市の市長として、海外に在住している日本人を含めた被爆者の思いにこたえて、国に控訴断念を迫るといふ姿勢を私は見せていただきたいと思っております。なぜ、ご答弁いただけないんですか。

議長、指名してください。

原爆被爆対策部長(太田雅英君) 本件につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、現在、同種の裁判が長崎地方裁判所におきまして係争中でございます。そういう被告という立場でございますので、答弁は差し控えさせていただきますと思えます。

以上でございます。

市長(伊藤一長君) 中村すみ代議員さんが何度も同じ質問をされていますので、私も、また同じ答弁をさせていただきますと思えます。

先ほど本壇で私がお答えいたしました原稿ですけれども、ペーパーですけれども、被爆都市長崎の市長として、外国に暮らしておられる被爆者の方々の援護が必要でありますことは十分認識をし、8月9日の平和祈念式典での平和宣言の中でも、国内外の被爆者援護の一層の充実を国に再三、訴えてきたところであります。また、昨年11月に、北米、南米の被爆者団体の会長の方々とお会いした際にも、同様の気持ちをお伝えしたところでありますという箇所が1カ所。

それと先ほどから再三、原対部長がお答えしていますように、その問題と、もう一つは、現在、長崎地方裁判所におきまして、同様の在外(韓)被爆者の健康管理手当支給停止処分取消請求事件が係争中でありますので、大阪地裁判決に対しましては、国の対応を見守りたいと考えておりますということでございます。

これをご理解の上で、中村議員は何度も私に同じ質問をされているわけですので、再度、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

44番（中村すみ代君） 残念ながら、時間が1分を残すことになりました。

教科書問題、それから在外被爆者の援護法適用問題、被爆都市としての姿勢を内外にきちんと示していただきたいということを強く訴えたいと思います。

そして、3番目の質問の小泉新内閣の関係ですけれども、今、小泉新内閣が取り組んでいる財政構造改革は、本当に先ほど市長がおっしゃった部分と、私も共感できる部分が大いにあるわけですけれども、やはり地方切り捨て、住民生活、さらなる困難を強いるというような、やはり政策の中身が明らかになっていると思います。ぜひ、伊藤市長としても、長崎市の自治体財政あるいは住民の暮らしを守るという立場で敢然と国と対等に交渉していただきたいということを強く訴え、私の質問を終わります。

副議長（江口 健君） 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時13分 =

~~~~~  
= 再開 午後1時0分 =

議長（鳥居直記君） 休憩前に引き続き会議を開きます。40番重橋照久議員。

なお、同議員より、質問通告に「小中学校の危機管理について」を追加したい旨の申し出がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

〔重橋照久君登壇〕

40番（重橋照久君） 議長のお許しをいただきまして、学校現場における危機管理対策について、冒頭、質問をさせていただきます。

去る8日に発生をいたしました大阪府池田市における校内児童殺傷事件における被害者、さらに家族の皆様に対し、心からの哀悼の意を表し、また、お見舞いの意を表する次第であります。

そして、本事件を受け、県教委におきましては、全小学校、中学校に対し、安全確保のための指示を出しておりますが、本市教育委員会にあっては、本件について、どのような対処をされているのか、お伺いをいたします。

次に、過日の通告に基づき、順次、質問をいたします。

まず最初に、市町村合併についてお伺いをいた

します。

21世紀は地方分権の時代と言われております。長崎縣市町村合併推進要綱にありましては、合併は市町村の行財政基盤を強化し、効率的な行政体制を整備確立し、その行政能力を高めるために早急に進めなければならない重要な課題であり、その有効かつ適切な方策であるとしております。しかしながら、市町村合併は、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼすものであることから、市町村及び住民が自主的に判断すべきものであるとも記してあるのであります。

あわせて、将来的課題としてではなく、行政、議会、住民が一体となって早急に検討すべき重要な事柄であるとして、その早期具体化を促しているのであります。

過去、長崎市にあっては、茂木、三重、時津の一部、東長崎等多くの合併実績があるわけですが、それらの経過の中で幾多の問題点をクリアして、幹線道路等の社会基盤の整備、下水道等の生活環境の整備、福祉・教育施設の整備、消防・防災等住民生活に直結した行政サービスを提供しているのであります。

今日、私どもの生活圈や経済活動は、道路網の整備や交通機関の発達により広域的な広がりを見せており、本市周辺自治体から昼間において通勤通学で本市に来られる方々は増加の一途であり、もはや日常生活圏は行政区域をはるかに越えた現状にあります。

今日段階にあって、その現況を見ると、何ら違和感を持つことなく、市町村合併がなされる可能性は非常に大きいのではないかと私は思惟いたしております。

県から示された1市5町案、つまり長崎市及び三和、野母崎、香焼、伊王島、高島の5町合併にあっては、長崎市の一部を含んでの半島振興法による整備は着々と進捗をいたしており、香焼・伊王島の架橋は目前であり、香焼の造船所は、まさに長崎市の基幹産業であります。

長崎半島の自然環境は、過去にあっては将来にあっては、長崎市民にとって貴重な財産であると言っても過言ではありません。数年前から、長崎市南部地区から選出されました数名の議員の方々は南部議員連盟を組織され、なおかつ正確な名称かどうかは定かではありませんが、「長崎半